

やまがたアルカディア観光局 芋煮体験、バーベキュー体験等の利用規約

この最上川こいで河川公園釜場スペースにおける芋煮体験、バーベキュー体験等の用品の貸出し及び芋煮体験、バーベキュー体験等の用具と食材と一緒に提供するセット商品は、道の駅「川のみなと長井」の観光案内所（以下、案内所）を運営する、（一社）やまがたアルカディア観光局（以下、観光局）が運営管理をしております。この利用規約は、お客様（以下、利用者）が、当地域の観光を主な目的として利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。ご利用頂く場合には、この規約の遵守をお願いします。

1. 利用期間・利用場所

- (1) 利用期間は、4月1日～11月30日とし、原則1日単位の利用とします。また利用時間は10：00～17：00（秋季は日没まで）とします。洪水、雨天の天候状況等により利用できない場合があります。
- (2) 利用場所は、原則として最上川こいで河川公園釜場スペースのみとします。
- (3) 芋煮体験で薪を使用し調理する際は、釜場スペースを使用し、バーベキュー体験で炭を使用し調理する際には、土壌で使用して下さい。

2. 利用条件

- (1) 利用者は、満20歳以上の大人を1名以上有することとします。（未成年者のみの利用は不可）
- (2) 芋煮、バーベキューを行う場合は火気に十分注意をし、周囲の安全に十分留意して下さい。また、使用済みの薪、炭の処理、ゴミ、残飯等は持ち帰りして下さい。
- (3) 芋煮体験において、最上川こいで河川公園釜場スペースが空いていること。また、最上川こいで河川公園釜場スペースの利用条件を厳守して下さい。

3. 用品の貸出しについて

- (1) 利用者は、貸出し用具の状態、個数を確認し、洗浄等を行い返却してください。（貸出し前の状態にして返却してください）
- (2) 以下の用品の貸出しを行います。 ※④以外は当日受付可能です。
 - ①芋煮用品の貸出し
内容：芋煮鍋（大）又は芋煮鍋（中）、おたま2ケ、炭ハサミ1本、清掃用具一式（たわし1個、ステンレスたわし1個、洗剤）、チャッカマン、軍手（譲渡）
 - ②バーベキュー用品の貸出し
内容：ビートルキャリンググリル又はV型グリル、グリル用網、トング2本、炭ハサミ1本、トタン製バケツ1個、清掃用具一式（たわし1個、ステンレスたわし1個、洗剤）、チャッカマン、軍手
 - ③ 机、椅子（モンベル製）セット（机1台、椅子4脚）貸出し及び単品の貸出し
 - ④ テントの貸出し（3.0m×3.0mテント）受付：利用日の3日前まで予約受付

4. 芋煮体験、バーベキュー体験等の用具と食材と一緒に提供するセット商品について

- (1) 内容
調理前の食材を準備し、利用者が釜場スペースで芋煮づくり体験、バーベキュー体験をしていただきます。芋煮の食材と用具、バーベキューの食材と用具の運搬は観光局が行いますが、用具の返却、洗浄等は利用者が行ってください。
- (2) 利用条件等
 - ①4名様以上の利用とします。
 - ②予約受付は原則として、利用日の前日から起算して4日目前までの予約とします。
 - ③ご利用の場合は、4名利用毎に机、椅子1セット（机1台、椅子4脚）が付いております。

5. 利用申込・申込方法・料金のお支払い

- (1) 利用を申し込む際には、事前に、観光局が定める所定の利用申込書と利用者名簿に記入をし、本人確認書類（運転免許証、身分証明書、学生証、保険証等）を提示してください。本人確認書類は、複写させていただきます。また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
- (2) 利用申込みを行う際は、下記のいずれかの方法で行うことができます。
 - ①道の駅「川のみなと長井」の観光案内所窓口で申込み。
 - ②電話での予約申込
- (3) 利用料金は、利用開始前までにお支払い下さい。
- (4) 利用申込書は「最上川こいで河川公園釜場スペース使用申請書」と兼ねることができます。

6. 個人情報利用

本サービスの利用に関連して観光局が知り得た個人情報には、次の目的で取得し、利用いたします。

- (1) 利用に際しての利用者としての審査、利用している間における利用者との各種連絡のため
- (2) 観光局の事業活動及び市場調査に関する分析・統計、旅行商品やイベント等の情報提供のため

7. 利用申込の取消について

(1) 用品貸出しの取消の場合

利用者が利用の申込を取消する場合は、事前に観光局に通知をして下さい。その際の取消料等は、原則として必要としませんが、観光局が取消料を必要と判断した場合はこの限りではありません。

(2) 芋煮体験、バーベキュー体験セット商品の取消の場合

利用者が利用予定日の前日から起算して3日目を過ぎて取消をする場合は、観光局に事前に申込された利用料金を全額お支払い下さい。(利用予定日の前日から起算して4日前までの取消料等は原則として必要としませんが、観光局が取消料を必要と判断した場合はこの限りではありません。)また、事前に申込された利用料金を全額支払った場合であって、利用者が利用予定であった食材の持ち帰りを希望した場合は、利用予定日の当日に限り食材を持ち帰ることが出来ます。

8. 事故

利用中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、観光局は一切の責任を負いません。また、利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、観光局に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、観光局が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、観光局が被害を被った場合には、利用者にもその損害賠償を請求することがあります。

9. 用品の破損、紛失等による修理費、弁償、損失分の請求

- (1) 返却された商品が通常の使用による消耗以上に著しく破損、消耗し修理を必要とする場合は、利用者に対して修理費をご負担いただきます。
- (2) 用品の弁償及び損失分の請求

用品が紛失、利用不能及び修理不能の状態になった場合は、利用者に対してその商品の新品購入価格相当全額を請求させていただきます。さらに次の利用者のご予約が入っていた場合において、代替商品が間に合わず次の利用者へ商品を提供できない場合の機会損失分、及び協力会社から手配をかけて間に合わせた場合の費用等の損失分に関しても、利用者に対して加算をして請求させていただきます。

10. 新型コロナウイルス対策について

- (1)利用者（全員）は使用前に、手のひらの消毒を行っていただきます。
- (2)使用する用品の手の触れる部分は、消毒をしておりますので、安心してご使用ください。